

令和2年6月23日

チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の改訂契約の発効について

1. 2019年5月に開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（於：フィジー・ナンディ）において合意された、ASEAN+3の財務大臣・中央銀行総裁及び香港金融管理局長官による金融協力の一つであるチェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative Multilateralisation: CMIM）の改訂契約が、2020年6月23日に発効した。CMIMの改訂契約に付随して、CMIMの運用ガイドラインについても改訂され、同日に発効した。
2. 今般の改訂によるCMIMの機能強化の主な内容は以下のとおり。
 - CMIMのIMFリンクポジションについて、IMF支援プログラムとの整合性を確保するため、支援期間をより柔軟にするほか、IMFとの連携メカニズムを強化する
 - CMIMが、政策提言と資金支援を通じて、メンバー国がリスクと脆弱性に対処することを支援するために、コンディショナリティに係る包括的な法的根拠を導入する
 - その他の法的に曖昧な事項を解決する
3. この改訂により、ASEAN+3の地域金融セーフティネットの中心であるCMIMが強化されることとなる。

（別添）チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）契約および運用ガイドラインの改訂の主なポイント

（以上）

チェンマイ・イニシアティブ(CMIM)契約および運用ガイドラインの改訂の 主なポイント

1. CMIM IMF リンクポジションにおける支援期間の柔軟化

CMIM IMF リンクポジションについて、関連する IMF 支援プログラムの支援期間と整合的になるよう必要な回数だけ満期を更新できるようにすることで、支援期間がより柔軟になるように改訂を行った。併せて、IMF との協調支援において IMF 支援プログラムとの整合性を保つため、資金拠出日など、他の金融支援条件に関する調整を行った。

2. IMF との連携強化

IMF との整合性を確保するために、CMIM の運用ガイドラインにおいて、IMF との協調プロセスが構築され、CMIM と IMF は経済金融情勢、資金ニーズ、政策提言に関する見解の共有が可能となり、また、IMF との早期情報共有の枠組をこの強化された協調プロセスと整合的なものとした。

3. コンディショナリティフレームワークの強化

ASEAN+3 メンバーは CMIM-SF (CMIM 安定ファシリティ<CMIM Stability Facility>) および CMIM-PL (CMIM の危機予防ライン<CMIM Precautionary Line>) の両方に適用されるコンディショナリティの包括的な法的根拠を導入した。これまでは、CMIM 契約書は CMIM-PL に適用されるコンディショナリティを規定するのみであった。また、IMF との協調支援において、CMIM のコンディショナリティは関連する IMF 支援プログラムのコンディショナリティと整合的であることが明文化された。

4. 強化されたレビューと事後のモニタリング

CMIM の支援が承認された後において、レビュー及びモニタリングが行われる対象となる課題が明確化されることにより、支援プログラムのレビュー及びモニタリングのプロセスが強化される。IMF との協調支援において、CMIM と IMF によるプログラムのレビューとそれに基づく資金拠出は相互に整合的であることが明文化された。

5. 金融支援条件の更新

金融支援にかかる一連の条件は関連する IMF 支援プログラムと整合的になるように改

訂された。例えば、IMF リンクポジションにおいて、ELDMB (Executive Level Decision Making Body: CMIM の意思決定機関) の決定に基づき資金拠出のスケジュールを柔軟に設定できるようにした。

6. 守秘義務条項の調整

CMIM に係る情報を、ELDMB の決定に基づき、1) CMIM が発動された際に市場からの信認を高めるためにマスメディアへ開示すること、及び、2) IMF を含む第三者へ提供することができるよう、守秘義務に係る規則が緩和された。